

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

株式会社デジタルガレージ  
代表取締役 林 郁

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月17日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月18日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）  
ウェスティンホテル東京（地下2階 ギャラクシールーム）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第20期（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件                         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                         |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件                        |
| 第4号議案 | 従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- 
1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.garage.co.jp/ja/ir/>）に掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 事業報告

( 自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日 )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績の回復や雇用環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移致しました。インターネットビジネスを取り巻く環境につきましては、平成26年末時点での国内のインターネット利用者数は1億18万人、人口普及率は82.8%と前年比ほぼ横ばいとなっておりますが、端末別の利用者の割合をみるとスマートフォンは47.1%（前年比4.7ポイント増）と継続的に拡大基調にあります（注1）。また、平成26年のインターネット広告費は前年比12.1%増の1兆519億円と初めて1兆円を超える規模の市場となり（注2）、消費者向け電子商取引（BtoC-EC）の市場規模は前年比14.6%増の12兆7,970億円と順調に拡大を続けております（注3）。

このような事業環境のもと、当連結会計年度は平成25年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画の最終年度として、「Lean Global」（Lean：無駄のない、Global：地球規模）という企業コンセプトのもと、東京・サンフランシスコ・香港の3拠点体制を確立し、さらに、米国の有力スタートアップ支援スタジオBetaworks Studio, LLC（本社：米国ニューヨーク州ニューヨーク市）との共同事業を開始する等、インキュベーションビジネスをグローバルに展開するためのネットワーク構築を完了致しました。また、当連結会計年度中に資本業務提携に関する基本合意を締結した㈱講談社と日本発コンテンツのグローバル展開に着手する等、次期3ヵ年計画における新たな柱となり得る事業への投資も行いました。

当連結会計年度の業績につきましては、マーケティング事業、ペイメント事業及びインキュベーション事業のすべての事業において売上高及び営業利益が対前期比で増加した結果、売上高は38,087百万円（対前期比4,335百万円増、同12.8%増）、営業利益は4,810百万円（対前期比2,201百万円増、同84.4%増）となりました。また、持分法による投資利益2,080百万円及び当社が保有する外貨建資産の評価替等により発生した為替差益1,090百万円の計上等から、経常利益は7,610百万円（対前期比3,167百万円増、同71.3%増）となりました。さらに、持分法適用の関連会社である㈱カカコムによる自己株式の公開買付けに応募し、保有株式を一部譲渡したことにより特別利益に発生した持分変動利益2,363百万円の計上等から、当期純利益は5,081百万円（対前期比2,234百万円増、同78.5%増）となりました。

出所 （注1）総務省「平成26年通信利用動向調査の結果」

（注2）電通「2014年日本の広告費」

（注3）経済産業省「平成26年我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」

#### [マーケティング事業]

マーケティング事業におきましては、ウェブとリアルを融合した総合プロモーション及びインターネット広告等のウェブマーケティングを行っております。広告・プロモーションを手掛ける当社ディージー・アンド・アイベックスカンパニーは、アフィリエイトマーケティング等のパフォーマンスアドが牽引して成長を持続するとともに、スマートフォン向けの広告販売も拡大致しました。また、これまでにデジタルマーケティング領域で培ったノウハウとビッグデータの解析技術を組み合わせ、より収益性の高いスマートフォンアプリ広告のソリューションを提供し、アジアを中心にインバウンド及びアウトバウンドのアプリビジネスを支援する取り組みも開始致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は16,064百万円（対前期比1,242百万円増、同8.4%増）、営業利益は1,065百万円（対前期比210百万円増、同24.7%増）となりました。

#### [ペイメント事業]

ペイメント事業におきましては、Eコマース（EC）をはじめとするBtoCの商取引に必要な不可欠なクレジットカード決済やコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供を行っております。

日本国内で決済ビジネスを展開するベリトランス(株)及び(株)イーコンテキストは、国内EC市場の拡大を受けて、決済の取扱件数、取扱高が堅調に伸長し、業績も順調に推移致しました。また、EC向けに提供している決済プラットフォームを活用して、今後決済のキャッシュレス化が進展すると見込まれる不動産等の非EC事業者向けの決済ソリューションパッケージの開発・提供にも注力致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は14,568百万円（対前期比1,114百万円増、同8.3%増）、営業利益は1,320百万円（対前期比119百万円増、同9.9%増）となりました。

なお、アジアにおける戦略子会社である香港法人econtext Asia Limitedは、平成25年12月に香港証券取引所に上場致しましたが、アジア地域のEC市場が上場当時の想定を上回るスピードで成長する等の外部環境の変化を受けて、当社グループのアジア地域における投資・買収戦略を再構築し、迅速な意思決定を行う必要があると判断したため、平成27年6月に、同社の上場を廃止した上で完全子会社化致しました。

#### [インキュベーション事業]

インキュベーション事業では、国内外のベンチャー企業への投資及びマーケティングや決済といった当社グループ内の事業との連携による投資先の育成などを行っております。また、米国サンフランシスコを拠点に、ソフトウェア開発支援やデザインコンサルティングを手掛けております。

ベンチャー企業への投資を行う(株)DGインキュベーションにおいては、国内投資先2社が新規に株式公開をする等、国内外のベンチャー企業への投資・育成ビジネスによる利益が対前期比で大幅に増加致しました。また、オンライン百科事典「Wikipedia」（ウィキペディア）の創始者であるJimmy Wales氏が立ち上げたコミュニティサイト「Wikia」（ウィキア）を運営するWikia, Inc.（本社：米国カリフォルニア州サンフランシスコ市）に対する出資を行い、「Wikia」の日本語版サイトの事業支援を通じて、コンテンツビジネスへの取り組みを始動致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は7,454百万円（対前期比1,978百万円増、同36.1%増）、営業利益は3,545百万円（対前期比1,900百万円増、同115.4%増）となりました。

② 事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	第19期 自平成25年7月1日 至平成26年6月30日		第20期 自平成26年7月1日 至平成27年6月30日		前期比 増減額 (△は減)	前期比 増減率 (△は減)
	売上高	構成比	売上高	構成比		
マーケティング事業	14,822	43.9%	16,064	42.2%	1,242	8.4%
ペイメント事業	13,454	39.9%	14,568	38.2%	1,114	8.3%
インキュベーション事業	5,475	16.2%	7,454	19.6%	1,978	36.1%
合計	33,751	100.0%	38,087	100.0%	4,335	12.8%

③ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は925百万円を行っており、主なものは、ペイメント事業における業務用システム等の有形及び無形固定資産548百万円、マーケティング事業におけるASPサービス用システム等の有形及び無形固定資産81百万円となっております。

④ 資金調達の状況

当社は、平成27年6月に当社の連結子会社econtext Asia Limitedの株式取得資金として、金融機関より、短期借入金13,545百万円を調達致しました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
- i. 当社の連結子会社(株)DGインキュベーションは、平成26年9月及び平成27年4月にWikia Japan(株)の株式計27.3%を取得致しました。
  - ii. 当社は、平成27年3月に当社の持分法適用関連会社(株)FOOZAのすべての株式を三菱食品(株)に譲渡致しました。
  - iii. 当社は、平成27年4月にLC0-Creation Singapore Pte. Ltd.の株式33.4%を取得致しました。
  - iv. 当社は、平成27年5月に(株)メタップスと合弁会社(株)デジタルサイエンスラボを設立したことに伴い、50.0%を出資致しました。
  - v. 当社は、平成27年6月に当社の連結子会社econtext Asia Limitedの株式41.5%を取得し、同社を当社の完全子会社と致しました。
  - vi. 当社は、平成27年6月に(株)講談社と合弁会社(株)DK Gateを設立したことに伴い、66.0%を出資致しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成24年6月期)	第18期 (平成25年6月期)	第19期 (平成26年6月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成27年6月期)
売上高	14,903百万円	27,964百万円	33,751百万円	38,087百万円
経常利益	2,708百万円	3,078百万円	4,442百万円	7,610百万円
当期純利益	2,106百万円	2,715百万円	2,847百万円	5,081百万円
1株当たり当期純利益	48円80銭	60円21銭	60円66銭	108円11銭
純資産	20,476百万円	27,258百万円	36,489百万円	29,074百万円
総資産	49,338百万円	56,010百万円	71,009百万円	86,504百万円

- ※1 ベリトランス(株)の株式の取得により同社を連結の範囲に含めたため、第18期より売上高が増加しております。
- ※2 (株)電通を割当先とする第三者割当増資を実施したため、第18期より純資産及び総資産が増加しております。
- ※3 連結子会社econtext Asia Limitedの株式を追加取得し、資本剰余金及び少数株主持分が減少したため、第20期より純資産が減少しております。また同社の株式取得に要する資金を金融機関から調達したため、総資産が増加しております。
- ※4 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

区分	名 称	資 本 金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
子会社	㈱ B I . G a r a g e	350百万円	74.00	オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア関連の広告商品、Web広告技術の開発と販売
	㈱ D G インキュベーション	100百万円	100.00	ベンチャー企業等への投資・育成等
	㈱ Open Network Lab	15百万円	70.00 (70.00)	有望なスタートアップ企業等への投資・育成等
	㈱ D K G a t e	5百万円	66.00	コンテンツビジネスへの戦略投資等
	ベリトランス ㈱	1,068百万円	99.80 (99.80)	クレジットカード決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	e C U R E ㈱	75百万円	100.00 (100.00)	サーバー証明書及びセキュリティサービスの提供
	iResearch Japan ㈱	30百万円	66.67 (66.67)	インターネットを活用した中国市場の調査等
	ナビプラス ㈱	145百万円	95.02 (95.02)	レコメンドエンジンを主力としたサイト支援ツールの販売等
	ジェイジェストリート ㈱	100百万円	50.00 (50.00)	訪日中国人観光客向けサイト「杰街同歩(ジェイジェストリート)」の運営等
	㈱ イーコンテクト	100百万円	100.00 (100.00)	コンビニ決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	Digital Garage US, Inc.	19百万米ドル	100.00	米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社
	Digital Garage Development LLC	7百万米ドル	100.00 (100.00)	投資不動産の所有・賃貸等
	Neo Innovation, Inc.	9百万米ドル	100.00 (100.00)	アジャイルソフトウェア開発手法のコンサルティング事業等
	Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.	100シンガポールドル	100.00 (100.00)	アジアを拠点としたアジャイル開発手法を用いたソフトウェア開発等
	New Context Services, Inc.	250千米ドル	100.00 (100.00)	データセキュリティ関連ソリューションの提供
econtext Asia Limited	2,095百万香港ドル	100.00	ECプラットフォーム全般のグローバル展開に向けたペイメント事業の持ち株会社	

区分	名 称	資 本 金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
関 連 社 会	(株) カ カ ク コ ム	915百万円	20.30	価格比較サイト「価格.com」やランキングとクチコミのグルメサイト「食べログ」の運営等
	(株) 電 通 サ イ エ ン ス ジ ャ ム	90百万円	33.33	最先端科学を活用・応用した製品・サービスの企画・開発等
	VeriTrans Shanghai Co., Ltd.	200千中国人民元	50.00 (50.00)	中国に進出する日系・外資系企業向けにオンライン決済を提供
	econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合	1,510百万円	33.11 (33.11)	アジアのEC市場への資金支援
	W i k i a J a p a n (株)	166百万円	27.29 (27.29)	コミュニティサイト「Wikia」の日本語版サイトの運営
	LCO-Creation Singapore Pte. Ltd.	1,457千シンガポールドル	33.43	海外旅行に関するスマートフォンアプリサービスの開発運営及びOEM開発運営
	(株) デジタルサイエンスラボ	25百万円	50.00	スマートフォンアプリの運用型広告

※1 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

※2 econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権比率」欄は、出資比率を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、インターネット黎明期であった平成7年の創業より一貫して「異なるフィールドにある事象をインターネットを使って結びつけ、世の中の役に立つコンテキスト（文脈）をすることにより、社会の発展に貢献する」ことを企業理念として掲げております。インターネットの登場により、技術のイノベーションにかかるコストが劇的に低下し、かつては大企業でしか生み出されなかったイノベーションや新サービスが、世界中のスタートアップレベルで実現できる時代になりました。インターネットがもたらしたこうした変化は、今後の技術進化に伴ってますます加速し、身の回りのほとんどのモノがインターネットにつながるIoT (Internet of Things) が当たり前となり、リアルタイムでやり取りされる膨大な量の情報を活用した、これまでには想像もできなかったサービスが次々と生み出されていくことが予想されます。

このような経営環境の下、当社グループは、「IT/MT/FT×Open Innovation ～ Creating New Contexts For A Better Society ～」をスローガンに掲げた新中期経営計画（平成28年6月期～平成30年6月期）を策定致しました。これからの3年間に起こると想定される劇的な変化に適応し、これまで当社グループが取り組んできたマーケティング事業や決済事業のオーガニックな成長を継続させることはもちろんのこと、これらの収益基盤となるビジネスプラットフォームと最先端のテクノロジーを活用して、グローバルでシームレスなインキュベーションを加速させ、その成果を当社グループの次の収益の柱へと育成することを目指して参ります。

当社グループは、中期経営計画の推進及び経営目標の達成を通じて更なる成長を実現し、企業価値の向上を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社グループは、「マーケティング事業」、「ペイメント事業」及び「インキュベーション事業」を行っております。セグメントの内容は以下のとおりになります。

セグメント	内 容
マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	プロモーションを中心とした企画構築から制作・製造管理・運営代行業務等の企業のマーケティング支援サービス、グループメディアの指定代理店ビジネス、オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア関連の広告商品開発・マーケティング、レコメンドエンジンを主力としたサイト支援ツールの販売等の事業
ペ イ メ ン ト 事 業	インターネット及びECコマース等のシステム設計・開発・運用、ソフトウェアの販売、ECコマース等の決済業務
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業	ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略支援型ベンチャー・インキュベーション事業、アジャイル開発手法に基づくソフトウェアの開発支援等

(6) 主要な事業所（平成27年6月30日現在）

当社本社	東京都渋谷区
Digital Garage US, Inc.	アメリカ合衆国
Neo Innovation, Inc.	アメリカ合衆国
Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.	シンガポール共和国
econtext Asia Limited	中華人民共和国香港特別行政区

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	225名	27名増
ペ イ メ ン ト 事 業	125名	18名増
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 事 業	83名	27名減
全 社	76名	4名増
合 計	509名	22名増

※ 上記使用人数には臨時使用人11名（嘱託、パートタイマー）を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男	184名	21名増	36.4歳	4年 5ヶ月
女	90名	15名増	34.8歳	3年 11ヶ月
合計又は平均	274名	36名増	35.8歳	4年 3ヶ月

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
㈱ 三 井 住 友 銀 行	21,473百万円
㈱ み ず ほ 銀 行	2,894百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 ㈱	1,962百万円
㈱ 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,875百万円
㈱ り そ な 銀 行	875百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,277,200株（自己株式256,800株を含む）
- (3) 株主数 14,836名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
林 郁	6,766,800	14.39
㈱電通	3,300,000	7.02
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	1,804,300	3.84
T I S㈱	1,483,800	3.16
ジェーピーエムシービー クレディ スイス セキュリテ ィーズ ヨーロッパ ジェーピーワイ 1007760	1,246,483	2.65
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	1,193,700	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	1,088,700	2.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT	880,700	1.87
ジェーピー モルガン チェース バンク 385166	797,300	1.70
㈱クレディセゾン	655,200	1.39

※ 持株比率は自己株式（256,800株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年6月30日現在）

旧商法に基づく新株予約権

発行決議日	平成17年9月22日	
新株予約権の総数	107個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 42,800株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額	払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 594,400円 (1株当たり1,486円)	
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月22日まで	
行使の主な条件	※	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数: 2個 目的となる株式数: 800株 保有者数: 1人
	社外取締役	新株予約権の数: 一個 目的となる株式数: 一株 保有者数: 一人
	監査役	新株予約権の数: 一個 目的となる株式数: 一株 保有者数: 一人

※ 権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	平成24年 5 月31日	平成25年 5 月31日	
新株予約権の総数	155個	115個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 31,000株 (新株予約権 1 個につき200株)	普通株式 23,000株 (新株予約権 1 個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 158,000円 (1 株当たり790円)	新株予約権 1 個当たり 301,800円 (1 株当たり1,509円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり200円 (1 株当たり 1 円)	新株予約権 1 個当たり200円 (1 株当たり 1 円)	
新株予約権の行使期間	平成24年 6 月30日から 平成49年 6 月29日まで	平成25年 6 月29日から 平成50年 6 月28日まで	
行使の主な条件	※	※	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:140個 目的となる株式数:28,000株 保有者数:5人	新株予約権の数:115個 目的となる株式数:23,000株 保有者数:5人
	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人
	監査役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

## 会社法に基づく新株予約権

発行決議日	平成26年6月12日	平成26年9月25日	
新株予約権の総数	36,000個	50,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,530円 (1株当たり1,530円)	払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 1,840円 (1株当たり1,840円)	
新株予約権の行使期間	平成26年6月28日から 平成27年6月27日まで	平成28年9月26日から 平成36年9月25日まで	
行使の主な条件	※1	※2	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:36,000個 目的となる株式数:36,000株 保有者数:6人	新株予約権の数:50,000個 目的となる株式数:50,000株 保有者数:5人
	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人
	監査役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人

- ※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当て契約書に定めるところによる。
- ※2 本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、もしくは従業員その他これに準じる地位にある者との間で個別に締結する新株予約権割当て契約書に定めるところによる。

## 会社法に基づく新株予約権

発行決議日	平成27年5月29日	
新株予約権の総数	54,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 54,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,688円 (1株当たり1,688円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	平成27年6月27日から 平成77年6月26日まで	
行使の主な条件	※	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:54,000個 目的となる株式数:54,000株 保有者数:5人
	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人
	監査役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	平成26年9月25日	
新株予約権の総数	63,600個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 63,600株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,840円 (1株当たり1,840円)	
新株予約権の行使期間	平成28年9月26日から 平成36年9月25日まで	
行使の主な条件	※	
交付用 状況等 の	当社使用人	新株予約権の数:62,900個 目的となる株式数:62,900株 交付者数:206人
	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数:700個 目的となる株式数:700株 交付者数:2人

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記のほか、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、もしくは従業員その他これに準じる地位にある者との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 当社の会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成27年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	林 郁	当社社長兼グループCEO (株)DGインキュベーション代表取締役会長 (株)BI.Garage代表取締役社長 ベリトランス(株)取締役会長 (株)イーコンテクト取締役会長 Neo Innovation, Inc. Director econtext Asia Limited Director Chairman (株)カクコム取締役会長 (有)ケイ・ガレージ代表取締役
取 締 役	六 彌 太 恭 行	当社副社長 インキュベーション・セグメント管掌 オープン・イノベーション本部長 (株)DGインキュベーション代表取締役社長 (有)デュート代表取締役
取 締 役	岩 井 直 彦	当社マーケティング・セグメント管掌 ディージェー・アンド・アイベックスカンパニー カンパニープレジデント
取 締 役	曾 田 誠	当社コーポレートストラテジー本部管掌
取 締 役	踊 契 三	当社ペイメント・セグメント管掌 (株)イーコンテクト代表取締役社長
取 締 役	田 中 将 志	当社コーポレートストラテジー本部長兼総務部長
取 締 役	岡 田 ジョーイ	Digital Garage US, Inc. Director President
取 締 役	伊 藤 穰 一	Neo Innovation, Inc. Director Massachusetts Institute of Technology(MIT) Media Lab Director
取 締 役	藤 原 謙 次	(株)カクコム取締役
取 締 役	大 村 恵 実	弁護士 アテナ法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	牛 久 等	(株)BI.Garage監査役 (株)DGインキュベーション監査役
監 査 役	坂 井 眞	弁護士 シリウス総合法律事務所パートナー Oakキャピタル(株)監査役
監 査 役	井 上 準 二	ピーウィズ(株)顧問 一般財団法人リモート・センシング技術センター常務理事
監 査 役	牧 野 宏 司	公認会計士・税理士 牧野宏司公認会計士事務所代表 (株)BE1総合会計事務所代表取締役 (株)いなげや監査役

※1 取締役藤原謙次氏及び大村恵実氏は、社外取締役であります。

※2 監査役坂井眞氏、井上準二氏及び牧野宏司氏は、社外監査役であります。

※3 監査役牧野宏司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

※4 当社は、取締役藤原謙次氏及び大村恵実氏並びに監査役坂井眞氏、井上準二氏及び牧野宏司氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

※5 当事業年度中における役員の異動

- ・平成26年9月25日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、岡本晋氏は任期満了により取締役を退任致しました。
- ・平成26年9月25日開催の第19回定時株主総会において、新たに大村恵実氏が取締役に選任され就任致しました。

※6 平成27年7月20日付で、インキュベーション・セグメントがインキュベーションテクノロジー・セグメント、マーケティング・セグメントがマーケティングテクノロジー・セグメント、ペイメント・セグメントがフィナンシャルテクノロジー・セグメントへと事業セグメントの名称を変更し、さらに、メディアインキュベーション・セグメントを新設しております。

※7 決算期後の役員の異動

- ・取締役六彌太恭行氏は、平成27年7月20日付で取締役副社長 インキュベーション・セグメント管掌 オープン・イノベーション本部長から取締役副社長 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌に変更となっております。
- ・取締役田中将志氏は、平成27年7月20日付で取締役 コーポレートストラテジー本部長兼総務部長から取締役 コーポレートストラテジー本部長兼総務部長兼メディアインキュベーション・セグメント管掌兼マーケティングテクノロジーカンパニー EVPに変更となっております。
- ・取締役岡田ジョーイ氏は、平成27年7月20日付で取締役から取締役 オープン・イノベーション本部副本部長に変更となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年9月26日開催の当社第11回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

ii. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	10名	244百万円	※1 ※2 ※3 ※5
監 査 役	4名	24百万円	※1 ※4
合 計	14名	269百万円	

※1 株主総会決議による報酬等限度額（会社法第361条第1項第1号、同第387条第1項の報酬）は、取締役は年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内）、監査役は年額100百万円以内（うち社外監査役20百万円以内）であります。

- ※2 上記報酬等の支給額には、ストック・オプションとして取締役5名に付与した新株予約権102百万円（報酬等としての額）を含んでおります。
- ※3 上記のうち社外取締役2名に支払った報酬等の総額は11百万円であります。
- ※4 上記のうち社外監査役3名に支払った報酬等の総額は6百万円であります。
- ※5 上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役5名及び当社子会社の顧問を兼務している取締役1名に対し、各子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額103百万円を支払っております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤原謙次氏は、㈱カクコム取締役を兼任しております。なお、同社は当社の持分法適用関連会社であり、当社と同社との間には営業取引関係があります。取締役大村恵実氏は、アテナ法律事務所のパートナーを兼任しております。なお、当社と同事務所の間には特別の関係はありません。

監査役坂井眞氏は、シリウス総合法律事務所のパートナー及びOakキャピタル㈱の監査役を兼任しております。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

監査役井上準二氏は、ビーウィズ㈱の顧問及び一般社団法人リモート・センシング技術センター常務理事を兼任しております。なお、当社と同社及び同法人との間には特別の関係はありません。

監査役牧野宏司氏は、牧野宏司公認会計士事務所の代表、㈱BE1総合会計事務所の代表取締役及び㈱いなげやの監査役を兼任しております。なお、当社と各社との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 藤 原 謙 次	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
取締役 大 村 恵 実	就任以後開催された取締役会14回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 坂 井 眞	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席致しました。必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 井 上 準 二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び海外ビジネスの幅広い見識から発言を行っております。
監査役 牧 野 宏 司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席致しました。必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

45百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

82百万円

※1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分をしておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

※2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の一部連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 子会社の会計監査人

当社の連結子会社であるecontext Asia Limitedは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngの監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という）並びに当社子会社の取締役等（会社法施行規則100条1項5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、当社の役職員及び当社子会社の取締役等及び従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持ち株会社として、その徹底を図るために、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門及び当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門及び当社子会社と連携し当社の役職員及び当社子会社の取締役及び従業員の教育・啓発を行います。

当社取締役会は、各セグメント別に当社グループ内の各事業部門及び事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各セグメント別に各事業部門及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。当社取締役及び当社コーポレートストラテジー本部は、これらの活動について、定期的に当社取締役会及び当社監査役会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がコンプライアンス委員会事務局又は社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役及び監査役等が必要に応じて、これらの文章等を閲覧できる状態を維持するものとします。

- (3) 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の役職員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、当社及び当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、当社グループのすべての役職員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役又は担当執行役員は、その目標の達成のために各事業部門の責任者及びセグメントの当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門及び当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役又は担当執行役員を通じて各事業部門の責任者及び各セグメントの当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社の各事業部門及び当社子会社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを担当する取締役又は執行役員を任命しております。セグメント担当の取締役又は執行役員は、当社取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門及び当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとします。
- (6) 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項  
当社の監査役は、コーポレートストラテジー本部の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、もっぱら監査役の指揮命令に従い、当社の取締役の指揮命令は受けないものとします。なお、必要に応じて、当社の監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役と当社の監査役が意見交換を行うものとします。
- (7) 当社の役職員及び当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の役職員及び当社子会社の役職員等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、出来るだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役と当社の監査役との協議により決定します。
  - ② 当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員及び従業員に周知徹底します。
- (8) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の監査役と当社の取締役は、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進します。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
  - ② 当社監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 法令順守体制について

当社の役職員の行動規範である「コンプライアンス・プログラム」の運用状況をグループ横断的に監査、確認すること、また、当社グループの役職員への啓蒙活動の徹底を図ることを目的として、今年度よりコンプライアンス委員会を設置し、運用を開始しました。コンプライアンス委員会は毎月開催し、各種法令順守の状況の確認、全社的な研修・教育計画の共有等を実施しました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査役会を開催し、必要に応じて監査内容について、代表取締役、取締役、幹部社員と面談し意見交換を実施しました。また、監査役は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を実施しました。

(3) グループ会社の管理体制について

グループ会社の管理については、主管部門であるコーポレートストラテジー部を中心に、毎月開催される定時取締役会において、グループ各社の業績及び営業状況を報告しました。また、グループ会社において重要な決議等を実施する場合には、事前に報告を受け、必要に応じて意見交換を実施しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査室が期初に作成した監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(5) 財務報告に係る内部統制について

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき策定された評価の基本計画に則り、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会において報告しました。

(6) 反社会的勢力の排除について

当社グループの「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力とは一切関係を断つとともに、反社会的勢力からの不当要求に備え、警察や外部専門機関と適宜意見交換をし、緊密な連携関係の強化を実施しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買取後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきと考えております。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合においては、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様及び当社取締役会が適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の提供を大量買付者に対して求めること、また、現に経営を担っている当社取締役会から株主の皆様へ、大量買付行為の内容についての評価・意見、さらに、当社取締役会としての代替案が提供される機会を保証することは極めて重要なことと認識しております。大量買付行為の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断されるものもあり得ることから、不適切な大量買付行為により当社の企業価値が毀損され、株主の皆様に予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付行為に関する一定のルールを定めておくことが必要であると考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

#### ① 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテキスト（文脈）」の提供で社会貢献することをミッション（使命）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

## ② 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテキスト（＝文脈）を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテキストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取組みとして、平成28年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、実施しております。中期経営計画の具体的な内容につきましては、7ページ「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」をご参照ください。

## ③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な支配の防止のため、平成26年9月25日開催の第19回定時株主総会で当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決議しております。

本対応方針では、当社株券等の大量買付者は、(i)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にも、大量買付行為を開始する、という大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を提示しております。

したがって、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決議致します。なお、対抗措置発動の決議に際して、特別委員会に対する諮問に加え、当社取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとします。また、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、当該対抗措置の仕組み上、株主（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<http://www.garage.co.jp/ja/ir/>）に掲載しております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針の継続に関しては、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、平成29年に開催予定の当社第22回定時株主総会までとすることにより、本対応方針を再度検討する機会を設けております。このように、本対応方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。

対抗措置の発動に関しても、あらかじめ合理的かつ客観的な発動要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みを確保しております。また、当社取締役会は、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非を決議するに当たり、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告等を最大限尊重することとしており、さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は廃止されるものとされており、大量買付者が当社の株主総会で自己の指名する取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって、本対応方針を廃止することが可能であります。従って、本対応方針はいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、当社の取締役の過半数は同一任期であり、また、取締役の解任決議要件につきましても特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていないため、取締役の選任のみならず、その解任も普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交替させることができ、その後速やかに、交替後の当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はいわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

従って、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっておりますので、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものであり、当社の基本方針に沿うものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また当社株主の共同の利益を損なうものではないものと、当社取締役会は判断致しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>57,752,254</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>50,623,812</b>
現金及び預金	30,956,199	支払手形及び買掛金	2,039,224
金銭の信託	3,120,279	短期借入金	15,545,000
受取手形及び売掛金	3,824,046	1年内返済予定の長期借入金	7,988,860
営業投資有価証券	8,208,111	未払法人税等	2,147,718
投資損失引当金	△450,817	賞与引当金	139,398
商品	2,676	預り金	20,998,870
仕掛品	95,275	繰延税金負債	506,377
原材料及び貯蔵品	1,102	その他	1,258,363
繰延税金資産	75,080	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,805,977</b>
未収入金	11,646,489	長期借入金	5,546,550
その他	293,568	繰延税金負債	938,197
貸倒引当金	△19,757	退職給付に係る負債	88,319
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,752,062</b>	その他	232,910
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,250,655</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>57,429,790</b>
建物及び構築物	943,491	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	8,812	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,650,134</b>
工具、器具及び備品	552,242	資本金	7,426,431
土地	738,228	資本剰余金	2,854,445
リース資産	7,880	利益剰余金	14,439,097
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,574,332</b>	自己株式	△69,840
ソフトウェア	1,314,926	その他の包括利益累計額	4,002,546
のれん	6,237,218	その他有価証券評価差額金	2,585,843
その他	22,187	為替換算調整勘定	1,416,702
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,927,074</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>295,632</b>
投資有価証券	14,220,454	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>126,215</b>
長期貸付金	15,130	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>29,074,527</b>
繰延税金資産	8,103	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>86,504,317</b>
投資不動産	4,201,019		
その他	539,145		
貸倒引当金	△39,245		
投資損失引当金	△17,533		
<b>資 産 合 計</b>	<b>86,504,317</b>		

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	38,087,485
売 上 原 価	27,301,795
売 上 総 利 益	10,785,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,975,676
営 業 利 益	4,810,014
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	18,143
受 取 配 当 金	6
為 替 差 益	1,090,982
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,080,806
不 動 産 賃 貸 料	337,782
そ の 他	209,056
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	97,871
支 払 手 数 料	554,852
不 動 産 賃 貸 原 価	275,701
そ の 他	8,041
経 常 利 益	936,466
特 別 利 益	7,610,325
持 分 変 動 利 益	2,363,553
そ の 他	99,487
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	27,637
関 係 会 社 整 理 損	77,109
減 損 損 失	657,611
そ の 他	62,014
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	824,373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,699,401
法 人 税 等 調 整 額	155,721
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	9,248,993
少 数 株 主 利 益	5,393,870
当 期 純 利 益	312,270
	5,081,600

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,399,002	10,817,448	9,615,957	△69,840	27,762,568
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	27,428	27,396			54,825
連結子会社株式の取得による持分の増減		△7,874,940			△7,874,940
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減		△115,459	△23,591		△139,050
剰余金の配当			△234,870		△234,870
当期純利益			5,081,600		5,081,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	27,428	△7,963,003	4,823,139	-	△3,112,434
当 期 末 残 高	7,426,431	2,854,445	14,439,097	△69,840	24,650,134

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2,193,931	485,678	2,679,609	141,121	5,906,458	36,489,758
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						54,825
連結子会社株式の取得による持分の増減						△7,874,940
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減						△139,050
剰余金の配当						△234,870
当期純利益						5,081,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	391,911	931,024	1,322,936	154,510	△5,780,243	△4,302,796
当期変動額合計	391,911	931,024	1,322,936	154,510	△5,780,243	△7,415,230
当 期 末 残 高	2,585,843	1,416,702	4,002,546	295,632	126,215	29,074,527

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

17社

主要な連結子会社の名称

(株)BI. Garage

(株)DGインキュベーション

(株)Open Network Lab

(株)DK Gate

ベリトランス(株)

eCURE(株)

iResearch Japan(株)

ナビプラス(株)

ジェイジェストリート(株)

(株)イーコンテキスト

Digital Garage US, Inc.

Digital Garage Development LLC

Neo Innovation, Inc.

Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.

New Context Services, Inc.

econtext Asia Limited

(株)DK Gateは、平成27年6月に設立したため、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)Coolpat

同社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用関連会社の数及び名称

持分法適用関連会社の数	7社
持分法適用関連会社の名称	(株)カカコム (株)電通サイエンスジャム VeriTrans Shanghai Co., Ltd. econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合 Wikia Japan(株) LCO-Creation Singapore Pte. Ltd. (株)デジタルサイエンスラボ

Wikia Japan(株)は、平成26年9月の株式取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めておりません。

(株)FOOZAは、平成27年3月に所有する全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲より除外しております。

LCO-Creation Singapore Pte. Ltd. は、平成27年4月の株式取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

(株)デジタルサイエンスラボは、平成27年5月の設立出資に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称	(株)Coolpat
関連会社の名称	PT Midtrans

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類、または連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社のうち、ジェイジェストリート(株)、Digital Garage US, Inc.、Digital Garage Development LLC、Neo Innovation, Inc.、Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.、New Context Services, Inc. の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、ジェイジェストリート(株)は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、Digital Garage US, Inc.、Digital Garage Development LLC、Neo Innovation, Inc.、Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.、New Context Services, Inc. は、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

工具、器具及び備品 3～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 投資損失引当金 投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。
  - ② 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ③ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法 当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) のれんの償却に関する事項 その支出の効果の及ぶ期間（5年～20年）にわたって、定額法により償却しております。
- (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
  - ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 5. 会計方針の変更

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ396,132千円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が7,874,940千円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は175円90銭減少し、1株当たり当期純利益金額は8円43銭減少しております。

## 6. 表示方法の変更

### (連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「為替差益」（前連結会計年度143,730千円）については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より区分掲記しております。
- (2) 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」（前連結会計年度195千円）については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より区分掲記しております。
- (3) 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度68,480千円）については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	974,517千円
2. 担保に供している資産（帳簿価額）	
投資有価証券	3,446,261千円
投資不動産	4,201,019千円
担保されている債務	
1年内返済予定の長期借入金	7,133,860千円
長期借入金	2,977,800千円

## III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 株 式 数 ( 株 )	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 ( 株 )
発行済株式				
普通株式(注)	47,230,800	46,400	—	47,277,200
合計	47,230,800	46,400	—	47,277,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加46,400株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年9月25日 定時株主総会	普通株式	234,870	5	平成26年6月30日	平成26年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり付議する予定であります。

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	配 当 の 原 資	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年9月18日 定時株主総会	普通株式	1,175,510	利益剰余金	25	平成27年6月30日	平成27年9月24日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権等（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

(1) 平成17年9月22日開催の定時株主総会の決議によるストック・オプション	42,800株
(2) 平成24年5月31日開催の取締役会の決議によるストック・オプション	31,000株
(3) 平成25年5月31日開催の取締役会の決議によるストック・オプション	23,000株
(4) 平成26年6月12日開催の取締役会の決議によるストック・オプション	36,000株
(5) 平成27年5月29日開催の取締役会の決議によるストック・オプション	54,000株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、資金需要の内容によっては、市場状況を勘案のうえ、増資等によりその資金を賄うなど、最適な方法により調達する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに与信管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金の用途は運転資金及び設備投資資金並びに子会社株式の取得資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	30,956,199	30,956,199	—
(2) 金銭の信託	3,120,279	3,120,279	—
(3) 受取手形及び売掛金	3,824,046	3,824,046	—
(4) 未収入金	11,646,489	11,646,489	—
(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,344,466	4,344,466	—
関係会社株式	6,167,788	79,187,136	73,019,347
(6) 支払手形及び買掛金	(2,039,224)	(2,039,224)	—
(7) 短期借入金	(15,545,000)	(15,545,000)	—
(8) 預り金	(20,664,924)	(20,664,924)	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(13,535,410)	(13,551,585)	16,175

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
- (1) 現金及び預金、(2) 金銭の信託、(3) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 営業投資有価証券及び投資有価証券  
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 預り金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、預り金につきましては、決済事業に係る金額のみを表示しております。
- (9) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。  
変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額11,916,310千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券 その他有価証券及び関係会社株式」には含めておりません。

#### V 賃貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、米国カリフォルニア州において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。平成27年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は62,080千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,619,102	581,917	4,201,019	4,303,655

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は為替換算差額（604,446千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額を基に算定したものであります。

VI 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 609円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 108円11銭 |

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	5,081,600千円
普通株式に係る当期純利益	5,081,600千円
普通株式の期中平均株式数	47,002,768.22株

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,600,513</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,336,197</b>
現 金 及 び 預 金	6,970,880	買 掛 金	1,310,541
受 取 手 形	112,993	短 期 借 入 金	13,545,000
売 掛 金	2,446,991	1年内返済予定の長期借入金	5,825,800
仕 掛	23,276	未 払 金	181,547
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,102	未 払 法 人 税 等	1,235,771
前 渡 金	37,732	預 り 金	31,378
前 払 費 用	76,535	賞 与 引 当 金	101,089
短 期 貸 付 金	2,968,543	そ の 他	105,069
未 収 入 金	1,066,294	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,498,532</b>
そ の 他	6,398	長 期 借 入 金	5,546,550
貸 倒 引 当 金	△110,234	繰 延 税 金 負 債	754,358
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,057,639</b>	退 職 給 付 引 当 金	88,319
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>332,833</b>	そ の 他	109,304
建 物	210,702	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,834,730</b>
構 築 物	1,455	<b>純 資 産 の 部</b>	
車 両 運 搬 具	8,812	<b>株 主 資 本</b>	<b>25,065,681</b>
工 具 、 器 具 及 び 備 品	111,862	資 本 金	7,426,431
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,027,862</b>	資 本 剰 余 金	11,112,419
の れ ん	940,778	資 本 準 備 金	7,519,115
商 標 権	3,178	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,593,304
ソ フ ト ウ エ ア	73,831	利 益 剰 余 金	6,596,671
そ の 他	10,074	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,596,671
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>40,696,942</b>	繰 越 利 益 剰 余 金	6,596,671
投 資 有 価 証 券	5,408,167	<b>自 己 株 式</b>	<b>△69,840</b>
関 係 会 社 株 式	32,023,388	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,525,852
長 期 貸 付 金	15,130	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,525,852
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,900,450	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>231,888</b>
長 期 前 払 費 用	120,700	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,823,422</b>
敷 金 及 び 保 証 金	233,130	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>55,658,152</b>
そ の 他	35,220		
貸 倒 引 当 金	△39,245		
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,658,152</b>		

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 損益計算書

( 自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,028,092
売 上 原 価	13,652,971
売 上 総 利 益	1,375,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,799,034
営 業 損 失	423,913
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	134,804
受 取 配 当 金	1,260,177
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	131,192
為 替 差 益	921,904
そ の 他	222,497
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	49,048
そ の 他	18,299
経 常 利 益	2,179,315
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,042,069
そ の 他	254
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	828
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39,999
関 係 会 社 株 式 売 却 損	12,615
減 損 損 失	2,649
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	104,766
税 引 前 当 期 純 利 益	160,859
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,060,778
法 人 税 等 調 整 額	1,125,837
当 期 純 利 益	17,548
	1,143,385
	3,917,392

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

( 自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	7,399,002	7,491,718	3,593,304	11,085,022	2,914,148	2,914,148	△69,840	21,328,333	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	27,428	27,396		27,396				54,825	
剰 余 金 の 配 当					△234,870	△234,870		△234,870	
当 期 純 利 益					3,917,392	3,917,392		3,917,392	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )									
当 期 変 動 額 合 計	27,428	27,396	—	27,396	3,682,522	3,682,522	—	3,737,348	
当 期 末 残 高	7,426,431	7,519,115	3,593,304	11,112,419	6,596,671	6,596,671	△69,840	25,065,681	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	50,547	50,547	114,262	21,493,143
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				54,825
剰 余 金 の 配 当				△234,870
当 期 純 利 益				3,917,392
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	1,475,304	1,475,304	117,625	1,592,930
当 期 変 動 額 合 計	1,475,304	1,475,304	117,625	5,330,278
当 期 末 残 高	1,525,852	1,525,852	231,888	26,823,422

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～50年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

① ソフトウェア

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(最長5年)に基づく定額法によっております。

② のれん

その支出の効果の及ぶ期間(20年)にわたって、定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法により自己都合期末要支給額の100%）を計上しております。

## 6. その他計算書類作成のための重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 7. 表示方法の変更

### (損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」（当事業年度254千円）については、金額的重要性を考慮して、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

## II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 240,979千円
2. 担保に供している資産（帳簿価額）
  - 関係会社株式 156,255千円
  - 投資有価証券 2,309,124千円
  - 担保されている債務
    - 1年内返済予定の長期借入金 4,950,800千円
    - 長期借入金 2,977,800千円
3. 保証債務
 

関係会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

  - Digital Garage Development LLC 2,173,487千円  
(17,750千米ドル)
4. 関係会社に対する金銭債権 4,111,159千円  
関係会社に対する金銭債務 187,399千円
5. 投資損失引当金
 

関係会社株式から53,805千円の投資損失引当金を直接控除しております。

## III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	516,776千円
仕 入 高	711,261千円
販売費及び一般管理費	23,434千円
営業取引以外の取引高	4,686,487千円

## IV 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 株 式 数 (株)	当 期 増 加 株 式 数 (株)	当 期 減 少 株 式 数 (株)	当 期 末 株 式 数 (株)
自己株式				
普通株式	256,800	—	—	256,800
合計	256,800	—	—	256,800

## V 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	47,712千円
退職給付引当金	28,526千円
賞与引当金	33,423千円
未払事業税	74,238千円
減価償却超過額	1,553千円
投資有価証券評価損否認	242,151千円
関係会社株式評価損否認	225,108千円
組織再編に伴う関係会社株式	60,688千円
株式報酬費用	74,899千円
その他	74,526千円
繰延税金資産小計	862,830千円
評価性引当額	<u>△862,830千円</u>
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△729,324千円
その他	<u>△25,034千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△754,358千円</u>
繰延税金負債の純額	△754,358千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年7月1日から平成28年6月30日までのものは33.06%、平成28年7月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が76,352千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,952千円、その他有価証券評価差額金が74,399千円それぞれ増加しております。

VI 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱DGインキュベーション	所有直接 100.00%	管理業務の受託・資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	900,000	短期貸付金	2,170,000
				利息の受取 (注)1	42,877	—	—
子会社	Digital Garage US, Inc.	所有直接 100.00%	管理業務の受託・資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	97,248	短期貸付金	648,543
				利息の受取 (注)1		88,856	関係会社 長期貸付金
子会社	Digital Garage Development LLC	所有間接 100.00%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)2	2,173,487	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案し条件を決定しております。
2. Digital Garage Development LLCの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。なお、取引金額は当事業年度末の残高を記載しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 565円53銭
2. 1株当たり当期純利益 83円34銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,917,392千円
普通株式に係る当期純利益	3,917,392千円
普通株式の期中平均株式数	47,002,768.22株

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年8月19日

株式会社デジタルガレージ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内藤 哲哉 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 表 晃靖 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小島 亘司 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より、会社は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年8月19日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内藤	哲哉	Ⓞ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	表	晃靖	Ⓞ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島	亘司	Ⓞ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月20日

株式会社デジタルガレージ 監査役会

常勤監査役 牛久等 ㊟

監査役 坂井眞 ㊟

監査役 井上準二 ㊟

監査役 牧野宏司 ㊟

(注) 監査役坂井眞、井上準二及び牧野宏司の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりと致したいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円と致したいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,175,510,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年9月24日と致したいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### I. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、これに対応するため、所要の変更を行うものであります。なお、第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### II. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 &lt;条文省略&gt; 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第38条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第39条 &lt;条文省略&gt; 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 &lt;現行どおり&gt; 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第39条 &lt;現行どおり&gt; 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 岩井直彦、曾田誠、岡田ジョーイの3氏は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いわい なおひこ 岩井直彦 (昭和30年3月31日生)	昭和52年4月 ㈱電通入社 平成19年10月 当社入社 平成19年10月 ㈱DGソリューションズ取締役 平成19年10月 ㈱DGメディアマーケティング取締役 平成19年10月 ㈱創芸(現 ㈱DGコミュニケーションズ)取締役 平成20年9月 ㈱CGMマーケティング(現 ㈱BI. Garage)取締役 副社長(現任) 平成20年12月 当社上級執行役員 平成21年9月 当社取締役 平成22年3月 ㈱DGインキュベーション取締役(現任) 平成24年9月 当社取締役 マーケティング・セグメント(現 マーケティングテクノロジー・セグメント)管掌 ディージー・アンド・アイベックスカンパニー (現 マーケティングテクノロジーカンパニー) カンパニープレジデント(現任)	6,100株
2	そだ まこと 曾田誠 (昭和38年6月30日生)	昭和61年4月 ユニバーサル証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)入社 平成6年6月 ドレスナー・クライノートベンソン証券会社入社 平成9年6月 ㈱大和総研入社 平成12年4月 マネックス証券㈱入社 平成19年3月 当社入社 業務執行役員 経営管理本部 平成20年10月 当社上級執行役員 平成21年6月 ㈱DGインキュベーション取締役(現任) 平成21年7月 ㈱DGモバイル取締役 平成21年9月 当社取締役 グループCEO室長 平成23年7月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部長 平成24年1月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部管掌 (現任) 平成24年6月 ベリトランス㈱取締役 平成24年8月 Digital Garage US, Inc. CFO	3,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	よこたひろき 横田宏喜 (昭和33年10月19日生)	昭和59年4月 ㈱博報堂入社 平成13年10月 同社 第3営業局 営業部長 平成17年4月 同社 第21営業局 局長代理 平成22年4月 同社 第15営業局 局長 平成26年4月 同社 海外マーケティングサービス統括局 Exective Director 平成27年4月 当社入社 上級執行役員 オープン・イノベーション本部 副本部長兼グローバル事業戦略室長 平成27年7月 当社上級執行役員 オープン・イノベーション本部長(現任)	一株

※1 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

※2 取締役候補者横田宏喜氏は、新任候補者であります。

#### 第4号議案 従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- I. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績と当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的と致します。
- II. 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
  1. 新株予約権の割当対象者  
当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員と致します。
  2. 発行する新株予約権の総数  
下記4. に定める内容の新株予約権80,000個を上限と致します。
  3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことと致します。
  4. 新株予約権の内容
    - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式80,000株を上限と致します。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式1株と致します。  
ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、募集株式の発行または資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うものと致します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」といいます。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使等による場合を除きます。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものと致します。

上記のほか、当社が他社と合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、行使価額の調整を行うことができるものと致します。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までと致します。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと致します。
- (6) 新株予約権の取得条項
- (i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものと致します。
- (ii) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が、下記(8)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものと致します。
- (iii) 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会にて別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものと致します。
- (iv) 当社は、新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものと致します。
- (7) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものと致します。

(8) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権の一部行使はできないものと致します。
- (ii) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものと致します。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではありません。
- (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものと致します。ただし、下記(v)に規定する新株予約権の割当てに関する契約に定める条件によるものと致します。
- (iv) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができるものと致します。
- (v) 上記の他、権利行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものと致します。

(9) その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により定めるものと致します。

以 上





## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）  
ウェスティンホテル東京（地下2階 ギャラクシールーム）  
電話番号 03-5423-7000



(交通のご案内)

- J R：山手線、埼京線 恵比寿駅下車  
東口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約12分
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅下車  
J R方面出口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約15分  
※ガーデンプレイス方面へお進みください。